

自然災害大国だからこそ、 インフラ整備が大事!

個人の努力では限界があるから 行政がある

能登半島地震から2ヶ月が経とうとしていますが、未だ復旧復興作業は苦戦しています。

メディアや政治家たちは、こうした大震災が発生するたびに「あなたのご家庭は震災への備えはできていますか…」などと問いかけますが、個人や家計でできる備えには限界があります。だからこそ、政治・行政というものが存在しています。

否定され続けたインフラ整備

しかしながら1990年代以降の我が国では、「公共事業は一部の土建屋の懐を潤すだけ…」という論調が幅を利かせて公共事業(インフラ整備)が否定され続けてきました。

とりわけ1995年以降は「日本は国の借金で破綻する…」という政治的喧伝が加わり、それが今も魔物のように世間に取り憑き、いわゆる「財政の縮小均衡主義」によって非常事態に備える予算までもが「無駄」扱いされ、切り捨てられています。公共投資は1996年のピーク時の半分にまで減らされ、公務員も削減されました。しかも、国民の安全を守る職種についてまでもが非正規雇用になり替わっている有り様です。愚かにも「身を切る改革」の名のもとに、政治行政自身が国民を守るための「力」を削ぎ落としてしまったのです。もっとも、日本国内で公共投資の削減、公務員数の削減を熱狂的に支持してきたのは日本国民自身でもあります。石川県においても、建設業許可業者数がこの20年間で25%も減らされています。このことが復旧復興を遅らせていることは申し上げるまでもありません。

手前味噌ではありますが、川崎市議会において「財政破綻の嘘」と「公務員数の少なさ」を指摘し、公共事業(インフラ整備)の重要性を訴えてきたのは私ぐらいのものです。

脅威は国民を選別しない

世の多くの人たちは、デフレ下にあるにもかかわらずにルサンチマン(鬱屈とした不満)を煽り、公務員と建設業者を叩き続けました。あの東日本大震災を経てもなお、「非常時に誰が自分を助けてくれるのか!」を考えようとしなかった人たちは少なくありません。安全保障とは実に皮肉なもので、脅威は国民を選別してくれません。国防(自衛隊の存在など)を否定する人たちだけに爆弾が落ちてくるわけではないのと同じように、公共事業や公務員の削減を訴え続けてきた人だけに天災が及ぶわけではないのです。

我が国は、自然災害大国です。大地震や津波、台風、水害、雪害、土砂災害が頻発するのに加え、火山災害をも常に心配しなければならぬ国土の上に私たちは暮らしています。にもかかわらず、我が国は愚かにも公共事業費(インフラ整備費)を減らし続け、公務員数がOECD諸国のなかでも少ない国であるにもかかわらず、災害時に働いてくれる公務員を減らし続けてきたのです。

この日本に無駄な道路などない

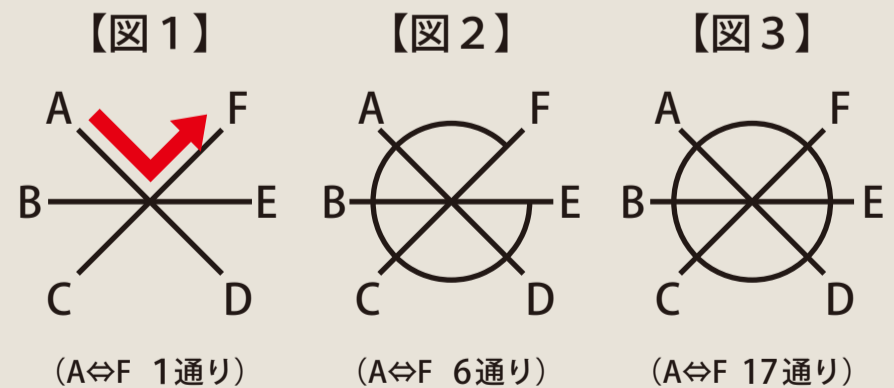
能登半島地震発生直後、市内6000世帯のうち約9割が全壊またはほぼ全壊した珠洲市では、道路の寸断により支援物資を送り込むことができないという厳しい状態に陥りました。こういうときに道路網がネットワーク化されているか否かが、運命の分かれ道になってしまいます。我が国では、総理大臣経験者の一人が「ためぎしか通らないようなところに道路を作っても仕方がない…」などと発言していましたが、そういう道路こそがいざという時に「命の道」になることを理解すべきです。我が国には未だに高速道路建設に反対する人たちがいますが、高速道路に限らず道路建設は、非常事態発生時に自分や家族を助けるための安全保障ツールであることを認識してほしい。

道路ネットワークの重要性

下の図1をご覧のとおり、A地点からF地点まで行くためのルートが放射線道路のみで結ばれている場合、そのルートは一つしかありません。これが図3のように、環状線の整備によりネットワーク化されると17通りになります。

しかも、こうした公共投資によるインフラ整備は、災害時のみならず、平時の経済活動においても生産性の向上、つまり供給能力を強化させることが可能となります。人口減少(生産年齢人口比率の低下)によって労働力が不足する日本だからこそ、こうした生産性向上のための投資が必要になります。重要なのはおカネ(札束)ではありません。モノやサービスをつくる力、それらを必要とする人たちに届ける力、すなわち供給能力です。

道路ネットワークの効果



Title 1 日本国民たる 川崎市市民の個人情報 いかに守るか!

全国の自治体に先駆けて職員採用の国籍条項を撤廃した川崎市!
撤廃当時とは世界情勢が大きく変わる中、なんら対処なし!



Title 2 自然災害大国 だからこそ、 インフラ整備が大事!

脅威は国民を選ばず、個人の努力では
限界があるから行政がある!
道路は生活を助ける!



詳しい内容はYou Tubeでも!



<https://www.ryusuke-m.jp/>



三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。
大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、
衆議院議員 松沢成文秘書。
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選、現在6期目。
川崎市多摩区中野島在住。

日本国民たる川崎市民の個人情報をいかに守るか!

川崎市は平成8年(1996年)に職員採用試験における国籍条項を撤廃しました。

しかしながら、政府の憲法解釈では「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべきである」とされています。

にもかかわらず川崎市は、一定の制約を設けて国籍条項を撤廃し、外国籍職員を採用し続けています。

一定の制約が設けられているとはいえ、はたしてそれで日本国憲法が保障している「国民の権利」は守られるのかどうか大いに疑問を抱かざるを得ないところです。

以下、2023年12月定例会(一般質問)での私の質疑の要約をご紹介します。

用語解説

職員採用の国籍条項の撤廃^{*1}

国は、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものとしている。しかし川崎市は1996年に「外国籍職員の任用に関する運用規定」を設け、公権力の行使に該当しない職務、または公の意思形成に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に限定し(これらの職は全体の8割を占める)、外国籍者を採用している。

国防動員法^{*2}

中華人民共和国(以下、中国)が、2010年7月に施行した法律。中国における平時の動員準備と戦時の動員実施の法的根拠。これにより中国国内はもちろん海外在住の中国人も動員の対象となるだけでなく、中国国内で活動する外国企業や居留権を有する外国人も動員・徴用の対象となる。

国家情報法^{*3}

中国が、2017年6月に制定及び施行した法律。同法は第10条で、国家情報活動機構は業務上の必要に基づき、法に従い必要な方法、手段、経路を利用し、国内外で情報活動を行う旨を規定し、第7条では、国民と組織は、法に基づいて国の情報活動に協力し、国の情報活動の秘密を守らなければならないとしている。これらの規定により、日本国内の旅行者も定住者も中国人である以上、中国の国家情報活動機構から情報活動の協力を求められた場合には協力する義務を負う。そのため、地方自治体や日本企業が保有するデジタル情報が不当に中国の国家情報活動機構により収集される現実的潜在的危険性が指摘されている。

職員採用の国籍条項の撤廃から27年

質問 三宅隆介

職員採用試験の国籍条項^{*1}を撤廃してから27年が経過したが、現時点において外国籍の職員はどのぐらいいるのか、会計年度任用職員(非常勤職員)を含め国籍別に人数を伺う。

答弁 総務企画局長(中川耕二)

令和5年4月1日現在、会計年度任用職員を含めた本市における外国籍職員の人数は39人、国籍別では韓国籍23人、中国籍12人、カナダ籍2人、ブラジル籍1人、パラグアイ籍1人です。

三宅の視点

隆介の発想

中国では、2010年には国防動員法^{*2}が、2017年には国家情報法^{*3}が制定されています。

国防動員法は、戦争など有事の際、国と軍が民間人や施設などを軍事動員できると定めており、また、国家情報法では、いかなる組織と個人に対しても、国家の諜報活動に協力することを義務づけています。ここで言うところの「いかなる個人」には、当然のことながら外国にいる、すなわち日本に滞在し、生活し働いている中国国籍の方も含まれます。ゆえに彼ら彼女らは、いざとなれば中国諜報員として活動しなければなりません。

地方自治体は、国民の戸籍情報や医療情報、あるいは先端産業をはじめとした市内に拠点を置く企業に関する情報、水道などのインフラ情報、国民が開示されない権利を持つ情報や直接的に安全保障に関わる情報、間接的であっても集積されれば安全保障の脅威となる様々な情報を扱っています。よって、職員採用の国籍条項を撤廃した川崎市として、これまでどのような対策を講じてきたのか、また講じていくのかは日本国民たる川崎市民にとって極めて重要です。

重大な事情変更が生じても対策はゼロ!

質問 三宅隆介

国籍条項撤廃時にくらべて世界情勢が変化した場合、つまり事情変更があった場合には、それに対応する措置を講ずるべきだと考える。少なくとも2017年の中国の国家情報法制定により中国国籍保持者は、本人の意思いかんにかかわらず、国籍国の諜報員とならざるを得ない状況が生じている。即ち重大な事情変更が生起していることから、市として何らかの措置を講じてきたものと思われるが、これまで施してきた具体的な対処について伺う。

答弁 総務企画局長(中川耕二)

個人情報の保護に関する法律や地方公務員法において、個人情報の保護や守秘義務が規定されており、本市においても、市長名の通達を発出し、全職員に対し情報の漏えい等の防止を徹底するとともに、個人情報の保護等の意識向上に向けた研修を行うなど、情報の適切な取扱いを含め、継続して職員の服務規律の確保に取り組んでいるところです。

右上に続きます

三宅の視点

隆介の発想

総務企画局長の答弁は、日本国籍を有する職員に対する現行規定を述べたものにすぎません。これらの規定が、外国政府のスパイとして諜報活動せねばならない外国籍職員に通用するとは思えません。

研修でスパイを改心させる川崎市の凄腕

質問 三宅隆介

もしも、中国の諜報活動により、本市の持つ市民情報や企業情報が抜き取られたことが明らかとなった場合、その行為による損害をどのように補償していくのか伺う。

答弁 総務企画局長(中川耕二)

国家賠償法等の規定に従い対応し、情報保全については個人情報の保護や守秘義務に関する職員の意識向上にむけ、研修の実施や服務規程の確保などを図りたい。

三宅の視点

隆介の発想

例によって外国籍職員を想定していない現行法によって対応するとの答弁です。しかも、情報保全については意識向上の研修などを通じて対応するとのことですが、研修でスパイ活動を防止できるなら何も苦勞などありません。

情報は、一度抜かれたら最後!

質問 三宅隆介

国籍条項を撤廃した当時と世界情勢が大きく変化している以上、全国に先駆けて実効性のある情報保護措置を条例化するべきではないのか見解を伺う。

答弁 総務企画局長(中川耕二)

今後についても、引き続き個人情報の保護や守秘義務に対する意識向上等の取り組みを継続していきます。

三宅の視点

隆介の発想

情報というものは、一度抜かれたら回復することはできません。したがって、情報が抜かれた段階で損害を生じさせてしまったという認識と、それに基づく補償、関係者の処罰がなければ実効的な情報保全はできないものと私は考えます。それにつけても川崎市は、諜報活動を行おうとする外国籍職員がいた場合、どのような研修で意識を変えさせるのでしょうか。CIAも顔負けの拷問でも行うのでしょうか。

実際にあった中国人職員による情報漏洩の事例

質問 三宅隆介

過日、東京都の旅券課池袋分室(池袋パスポートセンター)において、旅券発行手続をした人など1,920人分の氏名や住所などが流出する事件が発生した。警視庁によれば、都が窓口業務を委託していた事業者の中国籍の元女性職員が窃盗の疑いで書類送検されたとのことである。川崎市が業務を民間業者に委託する際、事業者の従業員の国籍をきちんと把握されているのか伺う。

答弁 総務企画局長(中川耕二)

本市の委託契約約款におきましては、業務委託に際して、従業員の国籍を把握する旨の規定はありません。

『都パスポートセンター 受付担当の中国人元従業員を書類送検 個人情報の付箋盗んだ疑い 東京都は1920人分持ち出しと発表』

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/856415?display=1>

東京・池袋のパスポートセンターに勤務していた中野区の中国人の女性派遣社員(52)を警視庁公安部が窃盗の疑いで書類送検しました。中国人の女性は今年3月28日から31日までの間、受付業務を担当していた東京・豊島区東池袋にある東京都のパスポートセンターの池袋分室で個人情報を書かれた付箋1枚を盗んだ疑いがもたれています。警視庁に情報提供があり事件が発覚し、今年5月に東京都からの被害届を受理したということです。

東京都によりますと、女性は都から業務委託された会社で2020年5月から勤務を始め、今年3月に退職したということです。(後略) (2023年11月24日付け TBS NEWS DIG)



みなさまのご意見をお聞かせください